

【当該地域の所有者不明農地の概要】

| | |
|---------|---|
| 当該農地の概要 | 土地所有者Aが耕作をしていたが、令和7年2月に土地所有者Aが死亡し今後耕作者が不在となった。農地の荒廃防止のため地元の営農組合が耕作をしてよいという申し出があり権利設定が必要になる。 |
| 筆数や面積 | 出雲市上島町4筆、4021㎡ |

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

- R7. 4. 16 登記簿を農業委員会が公用取得
- R7. 4 登記名義人の戸籍謄本取得
- R7.10. 29 所有者を確知できない旨の公示
- R8. 1. 8 農業委員会から中間管理機構へ申し出がなかった旨の通知
- R8. 2. 9 中間管理機構から知事へ裁定申請
- R8. 3. 19 知事から中間管理機構へ裁定通知

【農業委員会・農業会議の取組内容】

- 登記情報及び登記名義人の相続関係の整理
- 相続関係図の作成

農業会議は農業委員会の問い合わせに対応・進捗状況確認

【利用権の始期等】

| 始期 | 存続期間 | 賃借に相当する補償金の額 |
|----------|----------------------|--|
| 令和8年4月1日 | 権利の始期から令和18年12月31日まで | 88,462円(注) ※機構が利用権の始期までに松江地方法務局浜田支局供託 |

(注)補償金の額 年2,000円/10aより算出

【支援地域の地図・航空写真等】

Google

上島町



画像 ©2026 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2026 100 m